

国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議の開催について

平成 27 年 9 月 11 日
閣 議 口 頭 了 解
平成 28 年 2 月 9 日
一 部 改 正

- 1 国際的に脅威となる感染症対策について、関係行政機関の緊密な連携の下、その効果的かつ総合的な推進を図るため、国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、国家公安委員会委員長、健康・医療戦略を担当する国務大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、内閣総理大臣が主宰する。
- 4 会議の庶務は、外務省及び厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。